

『令和6年度宮城県社会福祉士会 スクールソーシャルワーカー養成研修』

1. 目的：

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備すると「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に記されています。

近年はヤングケアラーの存在も顕在化しているなど、地域社会や世帯としての様々な福祉課題に対して分野を超えての包括的な支援体制が求められているところです。

宮城県社会福祉士会は、学校を基盤とした社会福祉士の実践についてスクールソーシャルワーカーとして有効な実践や説明責任を果たせるよう、必要な資質、知識、技術を習得し専門性の担保を図っていただけるよう養成研修を実施します。

2. 主催：一般社団法人 宮城県社会福祉士会（子ども家庭福祉部会）

3. 協力：子ども臨牀支援塾

4. 開催日時：全4回コース すべての出席を原則とします

5. 内容：別紙カリキュラムのとおり

上 期：1回目	6月 2日（日）	10：00～15：00
2回目	8月 4日（日）	10：00～15：00
下 期：3回目	9月23日（月・祝）	10：00～15：00
4回目	10月 6日（日）	10：00～15：00

6. 会場：PROP三条館2階（対面方式）

7. 対象者：

I 現在、スクールソーシャルワーカーとして活動している社会福祉士

II 今後、スクールソーシャルワーカーとしての活動を視野に入れている社会福祉士

8. 受講費用：会員…全コース 20,000円 非会員…全コース 32,000円

9. 募集人員：15名（先着順とします ※最低挙行人数は6名）

10. 申し込み：令和6年5月19日（日）までにGoogleフォームにて申込みください。

11. 受講決定：受講決定者には後日通知をいたします。その際に受講費用等の支払いをお知らせいたします。

12. その他：

①全コース修了者には修了証を発行いたします。

②欠席等による返金はいたしませんのでご了承ください。

③宮城県社会福祉士会の推薦によるSSW活動者は基本研修を受講することを基本とします。

④連絡等にメールを使用いたします。メールアドレスは申込みGoogleフォームにて確認をいたします。

～養成研修全コースカリキュラム～

	午 前	午 後
1 日目	1 コマ目： スクールソーシャルワーカー とは何か 2 コマ目： スクールソーシャルワークの 目的と役割	3 コマ目： スクールソーシャルワーカーと スクールカウンセラーの違い 4 コマ目： スクールソーシャルワーカーが 大切にするもの
2 日目	5 コマ目： スクールソーシャルワーカー が求められた背景 6 コマ目： 個別問題としてのいじめ	7 コマ目： 個別問題としての不登校 8 コマ目： 個別問題としての虐待
3 日目	9 コマ目： 学校教育の特徴と文化（1） 10 コマ目： 学校教育の特徴と文化（2）	11 コマ目： スクールソーシャルワークの歴史 12 コマ目： 子どもの発達
4 日目	13 コマ目： 心因性によって起こる子ども の病気（1） 14 コマ目： 心因性によって起こる子ども の病気（2）	15 コマ目： 10代の人達に起こる病気（1） 16 コマ目： 10代の人達に起こる病気（2）

講 師： 阿部 正孝 先生

松島町教育委員会子ども支援アドバイザー（令和6年3月31日まで）、気仙沼東陵高等学校スクールソーシャルワーカー（令和6年4月1日～就任）、子ども臨牀支援塾代表、郡山健康科学専門学校講師・スクールソーシャルワーカー、仙台リハビリテーション専門学校講師・スクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士）

～～申込方法～～

下記 URL より Google フォームにて申込みください。

URL : <https://forms.gle/FztAexWHXxrBFcby9>

QR コード



【問合せ先】一般社団法人宮城県社会福祉士会事務局

住 所：〒981-0935 仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館内

TEL：022-233-0296 FAX：022-393-6296

Eメール：mail@macsw.jp